

矢作川圏域
総合流域防災協議会規約

事務局

国土交通省 豊橋河川事務所

矢作川圏域総合流域防災協議会規約

第1条 名称

本会の名称は、「矢作川圏域総合流域防災協議会」と称する。

第2条 目的

本会は、国と県等が水害・土砂災害対策の当面の課題や整備状況等に関して、情報共有・意見交換等を行うとともに、共通の認識のもとに連携し、双方の施行事業の進め方について調整し、効果的・効率的に安全度の向上を図っていくものである。

第3条 会務

本会は、以下の項目について調整・整理を図り、可能なものから順次実施していくこととする。

- (1) 水害・土砂災害対策の当面の課題や整備状況等
- (2) 国・県等の施行事業に係る今後の当面の進め方
- (3) 施設整備と一体的に推進すべきソフト対策
- (4) その他、本会で必要と認める事項

第4条 組織等

本会は、原則、別表のメンバーで構成するものとし、必要に応じて、関係部局等を追加できるものとする。

第5条 開催等

- 1 本会は、次のとおり年2回の開催を原則とし、必要に応じて、適宜追加開催するものとする。
 - (1) 年度当初（4～5月頃）
 - (2) 出水期後（11月頃）
- 2 本会の円滑な運営と進行を統括するため、座長をおく。
- 3 本会の召集は、座長が行う。
- 4 座長は、中部地方整備局豊橋河川事務所長をもってこれにあてる。

第6条 事務局

本会の事務局は、中部地方整備局豊橋河川事務所内に置く。

第7条 疑義

本規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、本会で協議するものとする。

附則

この規約は、平成17年6月6日から施行する。

別表

矢作川圏域総合流域防災協議会 構成員

機関名等	構成メンバー
愛知県	建設部 河川課長 砂防課長 西三河建設事務所長 知立建設事務所長 豊田加茂建設事務所長 新城設楽建設事務所長 河川工事事務所長
中部地方整備局	中部地方整備局河川部 地域河川調整官 河川計画課長 地域河川課長 河川管理課長 矢作ダム管理所長 豊橋河川事務所長
(事務局)	豊橋河川事務所